

あいだのすみっこ不定期漫遊連載 第107回

# 生皮を剥がれた《バッタもん》 烙印と脱皮あるいはグローバル時代の商標と複製権

赤瀬川原平に捧げる——漢陽大学校「グローバル時代と東アジアの表象」会議(2015年2月6-7日)より

**稲賀 繁美** (いなが しげみ/国際日本文化研究センター, 総合研究大学院大学)

岡本光博の作品《バッタもん》は、2010年、神戸ファッション美術館でのその展示が騒動を巻き起こした。有名ブランドの人気商品の素材を流用して昆虫類の縫い包みに着せた作品が、と或るブランドより、商標の無許可使用だとしてクレームを付けられ、展示責任者であった行政が、作品を展示会から排除したからである。この事件は、商標の二次使用、再引用に関する法的規制と藝術における表現の自由との葛藤について、あらためて問い直させる機会となった。だが私見では、《バッタもん》は、こうしたいわば既存の手垢のついた社会の自由抑圧問題には還元できず、それを越えて、さらに根底的な問いを投げかける。[図1]

\*

普通名詞の「ばったもん」とは日本の関西地域の語彙とされ、通常、不正規な流通ルートで販売される、由緒不明な商品を指す。いうまでもなく、岡本光博の《バッタもん》は、この語彙を、直翅目の昆虫すなわち「バッタ」とゴロ合わせによって重ね合わせる、という言葉遊びに立脚している。本稿での筆者の目論見は、この岡本の企画を海外にむけ、日本語の境界を越えて発信させるための手立てを考察することにある。「バッタもん」という言葉に込められた諧謔は、残念ながら日本語の外の世界には、そのままでは通用しない。さらに、バッタもんは、それが纏う布や皮革をブランドと

する企業からの使用許可、お墨付きは、原理上得られないという境涯にある。かりに企業から認可を得て、天下公認の商標となるとすれば、それはもはや「ばったもん」たるいかがわしさを払拭したこととなり、「バッタもん」の名に辱る落伍者、いわば《バッタもん》としては失格となるからだ。

逆に言えば、岡本光博の《バッタもん》(《》表記は、岡本による美術作品、を意味する)は、それにクレームをつけた企業側から「知的財産権への侵害」ゆえに訴訟に訴えるぞ、と威嚇される限りにおいて「ばったもん」としての由緒正しさを発揮できる。美術館であれ、公共空間であれ、ひとたびこの《バッタもん》が晴れて市民権を獲得して、大手を振って陳列されるようになれば、それはすでに《バッタもん》としての意義の一斑を喪失したことになるからだ。たしかに企業側が主張した(と伝えられる)ように、《バッタもん》が商品として無許可に流通したなら、それは知的財産権の侵害であり、ブランド企業に対する営業妨害にもなるだろうか。だが《バッタもん》は藝術家の側に言わせれば、あくまで一品制作の美術品であり、美術館に展示されこそせよ、もとより量産されて商取引の対象となるような「商品」ではない。あくまで藝術という世界での表現の自由は保障されるべきだ、との主張となる。皮肉なのは、どちらの主張が認められたにせよ、一方が勝利を収めた瞬間に件の《バッタもん》は、もはや純正な「ばったもん」ではなくなることだ。

\*

いわば社会規律の矛盾が衝突する地点を明みにだすのが《バッタもん》の存在様態だった。当然ながら、現行の社会規範を遵守すべき立場にある公共機関で、おっぴらに《バッタもん》を展示することには、イロイロと差しさわりが生じる。(差しさわりがあるからこそ「ばったもん」だったはずだ)。それなら、そうした隠微な規制、暗黙裡の検閲を回避しつつ、なおかつ《バッタもん》の生息地を確保するには、いかなる手段が残されているだろうか。

\*

筆者がまず思いついた手立ては、物語の枠組みによって作品を保護するという方法である。考えてもみればよい。空港の税関などには禁輸品見本を展示したガラス・ケースが置いてある。検疫上問題のある食料品やワシントン条約で保護された絶滅危惧種などの剥製と並び、違法品のブランド商品も陳列されている。"Export and import of counterfeit goods are prohibited." と掲示されている。何のことはない、《バッタもん》を展示した陳列ガラス・ケースにこれと同一の警告を貼り付けてはいかがだろう。陳列されているシナは持ち込みや輸出を禁じられている。ところが、それらの禁制品は税関という場所には、堂々と展示されている。なぜそれと同じ展示を美術館でおこなってはいけないのか。法秩序の番人が公務として営む陳列。そのパロディーを美術館で演じることは違法なのか？

だがこの措置に藝術家は納得できないだろう。そもそも《バッタもん》は商品goodsではないのだから。とすると、警告文句の下、あるいは展示された作品に、タグをつけて、こう説明を付け加える必要が生じてくる。すなわち「ここに展示されているのは美術作品であり、紛い物 counterfeit ではありません」と。これは例えばお札などの紙幣の複製で要請されるのと同じ便法だ。紙幣を複製した「美術作品」が違法行為として摘発され、裁判でも敗訴した事例

としては、赤瀬川原平の「千円札事件」が有名だ。ここでも、複写したお札のうえに「見本」specimenと重ね書きさえしておけば、法律違反は回避されるらしい。「見本」の表示さえあれば、それは「本物」の流通貨幣とは区別できるからだ。だが、藝術家にとっては、自分の作品に「見本」の烙印を捺されるのは屈辱だろう。そもそも、これは一個の藝術作品であって、間違っても「商品見本」などではないのだから。

\*

《バッタもん》の場合、クレームを付けた企業は、たまたま自社のロゴ・マークをブランド品の図柄にプリントしていた。ブランド・マークとは、語源的には、家畜の所有者を見分けるための、焼き鑊の印字であり、元来は商品の品質保障のための焼き印だったはず。それがいまや自社の製品のデザインの一部へと変貌を遂げ、デザインそのものが異常肥大の末、知的財産権に変質した。《バッタもん》へのクレームも、商品偽造ではなく、あくまで商標の無断使用が知的財産権への侵害を構成する、との見解であるらしい。とすれば、これをクリアするには、どうすればよいか。商標さえ見えなければ、それだけでよいはずだ。

ここで筆者が次に発案したのは、題して「因幡のシロウサギ作戦」という。これは日本神話を集成した『古事記』にまつわる物語だが、鰐たちを騙して海を渡ろうとした白兔は、計略が発覚して鰐に生皮を剥がされてしまい、赤裸の姿になる。それを救ったのがオオクニヌシノミコトだった。さて、《バッタもん》の場合、ウサギではなく、ブランド商品という皮を羽織ったバッタが、その羽織っている商標を無断使用した咎で文句を言われたのだった。だとすればその無断使用の皮を剥いでしまえばよいだろう。剥がされた表皮は地面に転がっている。観客に見えるのは剥がれて垂れ下がった皮の裏地だけ。商標が刻印された表側は、確認不能。皮を剥がれた赤裸の哀れなウサギならぬバッタと、剥がされて地面に落ちた血

図01 Batta-mon  
Flayed Alive  
生皮を剥がれた  
バッタもん(模式図)

裁判の法廷内部でのデザイン  
同様、写真撮影が禁止された  
場合の、対応措置。  
場合によっては  
バッタもんの  
紙型複写の  
提供を、岡本氏よりうける。



編集指示:  
背後のバッタは抹消する  
手前のものは、輪郭を  
確定し、内側は、白に塗る。  
眼は、赤を入れ、口は消す  
首、胸と腕、足や触覚の節は残す

あるいは手書きで、輪郭をなぞってもよい。  
地面に手書きで、剥がれた皮を  
描く。皮の内側は、緑色の「血」の色にする。  
地面は、赤い毛氈のような色にする。  
キャプション  
皮を剥がれたバッタもん

図05 皮に還元された  
バッタもん

OKAMOTO Mitsuhiro  
「#53 Batta pattern」  
2010  
installation view at KOBE Fashion Museum

In the show, I installed locust sculpture's  
patterns like a Felix-gonzalez Torres work.  
Viewers could get it. (Okamoto Mitsuhiro)

型紙作品として、神戸ファッション美術館での  
展示風景。  
作品「バッタもん」の近くにフェリクス・ゴン  
ザレス・トリス流に設置。  
ルイ・ヴィトン社の抗議を受けて、作品「バッ  
タもん」とともに一度は撤去されるものの、神戸  
市+美術館へ再展示を希望し、復活した。  
(岡本光博)  
Batta-mon reduced to its skin

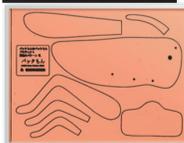
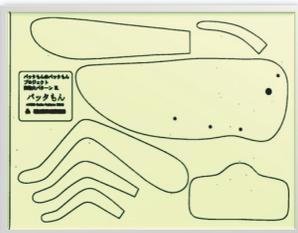


図02: 剥がれたバッタもんの「皮」あるいはバッタもん作成用型紙



<http://okamotoitsuhiro.com/page/w/battamon/BATTAmons.htm> 岡本光博氏提供

図06



図版編集指示:

手前のバッタには、うえから、  
紙の袋をかぶせる

キャプション  
風紀上の理由から、袋の中身は  
お見せ出来ません。  
© niconos.co.jp



図03 図版指示

左手前のもののみ

輪郭を拾って、なかをクロで  
塗り潰す

商標登録者より「クロ判定」を受けた  
バッタもんは、黒く塗りつぶして、掲載  
しております。

図07  
調査中のバッタもん

現在、脱皮=変態中  
Ecdysis-metamorphosis  
=abnormality-perversion?

画面指示  
バッタのみ斜り抜いて、所定の  
位置に設置する。

キャプション:  
危険! 調査中ですので、  
立ち入りは禁止します。



図04 マルシウスの皮剥ぎ。中央のアポロンが右手のミダス王の耳を驢馬の耳に替えて辱める場面。 <http://cailinmurpheyclassicalfoundations.blogspot.kr>

図08

- ・事情により図版掲載はできません。
- ・偽造品の輸入・輸出は法律により禁止されております。
- ・Export and Import of Counterfeit goods are prohibited.
- ・禁輸品の見本展示は税関検査場では可能です。

現代美術学・続編

\* このページの図版は、すべて岡本光博氏の承諾のうえで、稲賀繁美が構想した検閲図版作成のための指示メモである。

塗れの皮だけが観衆の眼に晒される [図2]。そしてこれなら、クレイムをつけたブランド側としても、再度いちゃもんはつけられない。自社の商標は直接には世間の目に触れない。商標が不可視なのに、それを無断使用されたといつて訴えるわけにも参るまい。

この作戦の悪意は、旧約の『聖書』に由来する。神がエジプトに災厄を与えるが、モーゼに対して、その災厄をやり過ごすには家の門に犠牲の子羊の血で印をつけておくように命じた、という。過ぎ越しの祭の起源として知られる逸話だが、記号学の教えるところに従えば、仮にすべての家に印があれば、災厄の標的も定まらなくなる。マークすることは他と区別することだが、すべてが徴付きとなれば、マークはその効能を失ってしまう。この聖書の話、《バッタもん》とどう関わるのか。他のブランド・バッグを誇示した「バッタもん」たちが居並ぶなかで、中央に一匹だけ、肌を曝け出して皮を剥がれた飛蝗がいたら、どうだろう [図3]。そのブランド商標は見えずとも、多少なり知識のある観衆ならば、その記号の欠如ゆえに、容易にどの企業がこのバッタを血祭りに挙げるか、逆算できるはずだ。誰が「ワニ」だったのかを名指すことなく、しかし暗黙のうちに暴露するという悪戯である。

\*

生皮を剥ぐというモチーフは、さらに別の神話呼び寄せる。いうまでもなく、マルシアスの逸話である [図4]。太陽神アポロンの豎琴に対して、自分の豎笛のほうが優れている自慢した川の神マルシアスは、前もって審査員を手なづけていたアポロンの計略によって敗北し、罰として、生きながら皮を剥がれる。いかにも牧畜社会らしい生々しい懲罰であって、無知な稲作農耕民の出身だった筆者は、幼少の折この話に接して、あまりに残虐との印象を禁じ得なかった。ちなみにアポロンを勝ちとした山

の神トモロスの審判にひとり異を唱えたのが、ほかならぬミダス。この太陽神への叛逆ゆえ、ミダスの耳は「驢馬の耳」に化したという。周知のとおり、ミダスは自らの手に触れるすべてのものが黄金と化したという。これまた、ミダスに己が愚かさを悟らせるために、アポロンが施した魔術だった。皮剥の罰を阻止しようとしたミダスは、太陽神により黄金の奴隷とされる。ここで生皮を剥がれた《バッタもん》に戻るなら、どうだろう。なにやら、商標にまつわる知的財産権の問題にも、Midas touchと因縁浅からぬ、浅ましい金銭づくの欲望が付き纏っている気配が濃厚だ [図5,6]。

Global時代と東アジアの文化表象。これが今回の漢陽大学校における国際会議の主題である。Globalizationとは畢竟、度量衡の統一であり、古代なら東は秦王朝、西はローマ帝国が企てた事業だった。度量衡が統一され、商品流通が標準化されると、そこには必ず海賊行為が発生する。商標とは、純正品を模造品から区別し海賊商法を防止するための烙印だった。だが現在、東アジアからの発信は、しばしばglobalな国際基準から海賊行為 piracyの烙印を捺され、汚名を着せられる。とはいえすべてを金銭に還元する国際秩序や正義意識は、グローバル時代がミダス王の愚の轍を踏もうとしていることを暴露する。「王様の耳は驢馬の耳」と哄笑できる環境。それこそ《バッタもん》が、藝術という祝祭を通じ、犠牲の血に塗られた生皮剥ぎの懲罰、生命の危険を冒してまで世界に訴えようとした、瀕死の表象ではなかったか。それともこれは、我らが《バッタもん》、節足動物門汎甲殻類六脚亜門昆虫綱(学名: Insecta)直翅目の昆虫に由来する「縫い包み」の美術作品にとっては、所詮、脱皮という、成長過程における、いとも正常な変態の、当然通過すべき一齣に過ぎなかったのだろうか [図7,8]。

2014年 11月3-4日